

赤穂市上下水道事業処務規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和7年12月16日

赤穂市上下水道事業

赤穂市長 牟禮正稔

赤穂市上下水道事業管理規程第10号

赤穂市上下水道事業処務規程の一部を改正する規程

赤穂市上下水道事業処務規程（昭和50年赤穂市水道事業管理規程第8号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号ア中「上水道事業」を「上下水道事業」に改める。

別表第2個別権限事項表中

(14) たな卸資産の支出を決定すること。					
ア 1件につき		30万円未満	30万円以上		
イ 全件につき		100万円未満	100万円以上		
(15) 期間外支出を決定すること。			○		

を

(14) 投資及び出資金、積立金、貸付金並びに繰出金の支出を決定すること。			○	
(15) たな卸資産の支出を決定すること。				
ア 1件につき		30万円未満	30万円以上	
イ 全件につき		100万円未満	100万円以上	
(16) 期間外支出を決定すること。			○	

に改める。

## 付 則

この規程は、公布の日から施行する。